

平成27年6月23日

お子さま向け商品の取扱拡充について



3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険

「お子さまの健やかな成長に寄り添う」
ベクトルX加入年齢範囲の拡大



無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）

「将来の学資資金を効率的に準備する」
ドリームフライト学資積立プランの新設

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 有末 真哉）では、平成27年7月1日より次の2つの商品の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

- (1) お子さまの健やかな成長に寄り添い、ケガや病気に備える充実した保障をご提供するために、総合保障型商品「ベクトルX」の加入年齢範囲を拡大し、新たに3歳～14歳のお子さまにもご加入いただける『ベクトルX for KIDS』（愛称）の取扱いを開始します。
- (2) 将来の学資資金を効率的にご準備いただけるよう、外貨建個人年金保険「ドリームフライト」に、お子さまの大学進学等のニーズに合わせて年金の受取開始時期を選べる学資積立プラン『ドリームフライト for KIDS & BABY』（愛称）を新設します。

当社では、今後ともお客さまのニーズにお応えし、お役に立てる商品をご提供することで、より一層お客さまにご満足いただけるよう努めてまいります。



1. ベクトルX for KIDS の概要

➤ ポイント1：マモル

万一の保障に加え、ケガや病気による入院や所定の手術、ケガによる骨折・関節脱臼・腱の断裂等に備えます。

☆ご契約例

医療 保障	特定損傷特約2007	特約給付金額：10万円	(更新限度：65歳)
	総合医療特約2014	入院給付日額：10,000円	(更新限度：80歳)
	入院一時給付特約2014	特約給付金額：10万円	(更新限度：80歳)
	先進医療サポート特約2014	付加あり	(更新限度：80歳)
死亡 保障	定期保険特約2007	特約保険金額：500万円	(更新限度：80歳)



☆例えば・・・自転車で転んで骨折し、6日間入院されたとき



➤ ポイント2：ツミタテル

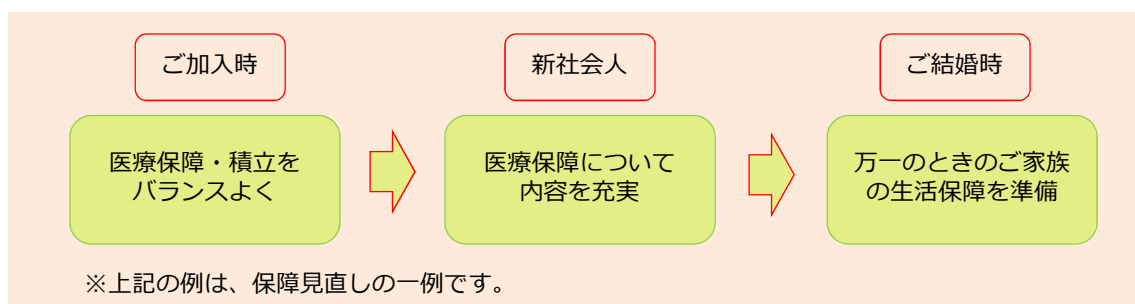
保障を準備しながら積み立てもできます。

例えば、入学準備、習い事やクラブ活動の道具、レジャーなどの資金としてご活用できます。



➤ ポイント3：ミナオス

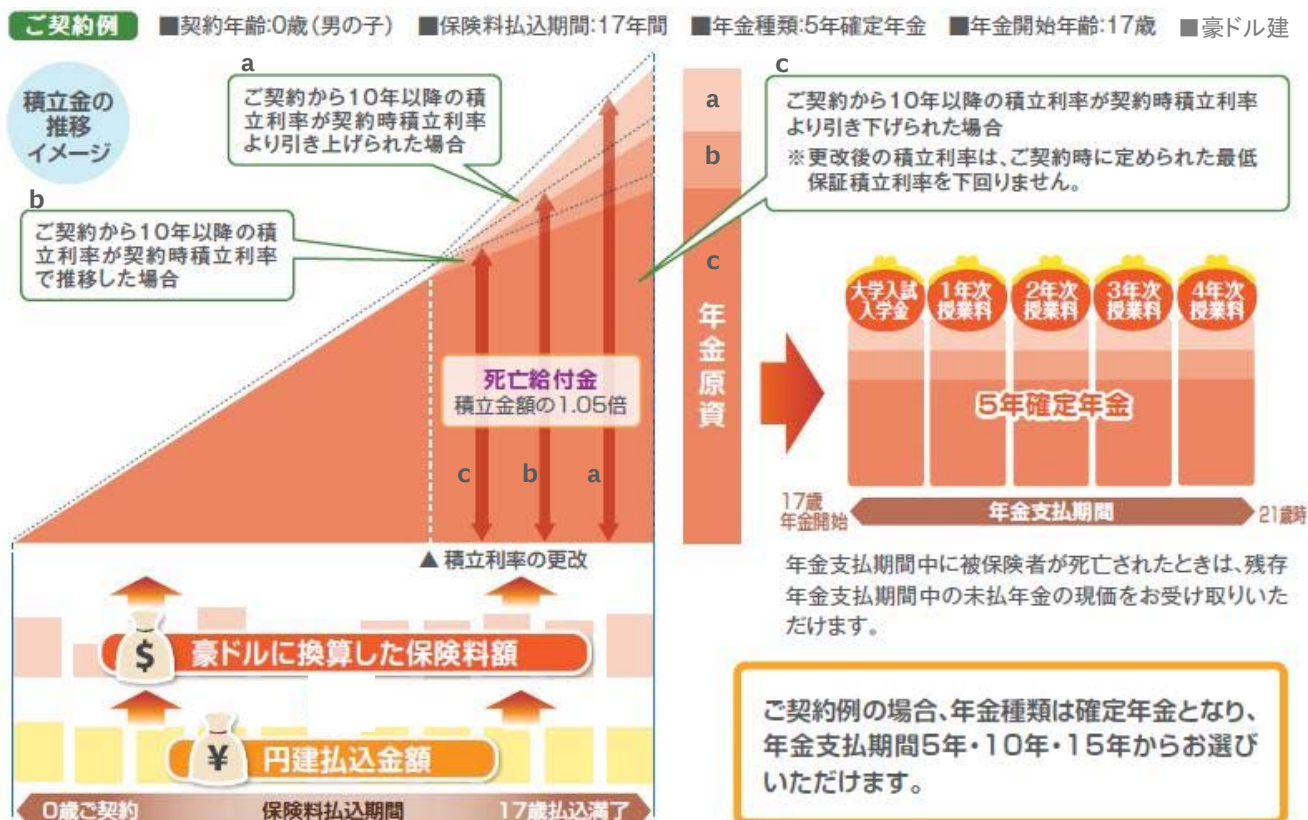
お子さまの成長、環境の変化に応じて保障の見直しができます。



2. 「ドリームフライト for KIDS & BABY」の概要

➤ ポイント1：タマル

日本に比べて金利水準が相対的に高い国（アメリカ合衆国・オーストラリア連邦）の国債等で運用することで、高い返戻率と効率的な資金準備が可能※となります。（※現在の金利水準や為替水準のまま推移した場合）



毎回、**円建の一定金額** (円建払込金額)をお払い込みいただきます。

➤ ポイント2：エラブ

推薦入試やAO入試など入試制度が多様化し、高校3年生の秋に受験費用や入学金等が必要になるケースもあります。そこで、年金開始時期を、お子さまの大学進学等に合わせた複数のプラン（16歳・17歳・18歳・22歳年金開始）の取扱いを開始いたします。

お客さまのニーズに合わせ、年金の開始時期をお選びいただけます。

年金の受取方法には、①指定通貨で受け取る方法、②受け取りのたびに円に換算して受け取る方法、③年金開始時に円建の年金に移行して受け取る方法、があります。

また、年金開始日を繰り下げることや年金を一括して受け取ることもお選びいただけます。

	新規取扱内容	
新設する 主契約の払込期間、 加入年齢範囲	・ 16歳年金開始 ・ 17歳年金開始 ・ 18歳年金開始 ・ 22歳年金開始	- 加入年齢範囲：0歳～6歳 - 加入年齢範囲：0歳～7歳 - 加入年齢範囲：0歳～8歳 - 加入年齢範囲：0歳～12歳
年金種類	・ 5年、10年、15年確定年金	

➤ 「ドリームフライト for KIDS & BABY」における お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて

■お客さまにご負担いただく費用について

●お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 保険契約関係費用について

<年金開始日前>

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用にあてられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用などが控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 上記の費用のほかに、解約される場合には、ご契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金から以下の金額を控除します。
 - ・控除される額の積立金に対する比率は、「 $1.7\% \times \text{保険料払込期間（年数）}$ 」を上限に、経過期間により、下表のとおり減少します。

経過期間（月数）	解約時の控除額（積立金比例）
1年目～3年目	下記の（A）＋（B）
4年目～10年目	下記の（A）
11年目～	控除はありません

※（A）＝ 解約時の積立金額 $\times$ 保険料払込期間（年数） $\times 0.7\% \times (120 - \text{経過月数}) / 120$

※（B）＝ 解約時の積立金額 $\times$ 保険料払込期間（年数） $\times 1.0\% \times (36 - \text{経過月数}) / 36$

*経過期間（月数）は、保険料のお払い込みのあった期間（月数）によります。

<年金開始日以後>

- 年金を維持・管理するための費用として、支払年金額の1.0%を年金支払日に責任準備金から控除します。

(2) 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

- 円建払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用する当社所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（払込用）	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行の TTM（電信売買相場の仲値）＋0.25円
-------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は平成27年6月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示するTTS^{*2}（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

- 円換算支払特約を付加して年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする際、または円建年金移行特約の年金原資額を算出する際に適用する当社所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（支払用）	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行の TTM（電信売買相場の仲値）－0.25円
-------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は平成27年6月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示するTTB^{*2}（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

*1：換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

*2：1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

○年金、死亡給付金などを指定通貨でお支払いする際には、指定通貨をお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料^{*3}が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

* 3：リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

T T S (対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート
T T M (電信売買相場の仲値)	T T S（対顧客電信売相場）と T T B（対顧客電信買相場）の仲値
T T B (対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート

■ 為替リスクについて

●外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

(1) 円建払込金額を指定通貨に換算した保険料額について

○指定通貨に換算した保険料額は、円換算レート（払込用）の変動により、お払い込みのたびに変動（増減）します。

○円安となった場合には、指定通貨に換算した保険料額は減少します。

(2) 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金額、死亡給付金額などについて

○円に換算してお支払いする年金額は、円換算レート（支払用）の変動により、年金のお支払いのつど変動（増減）します。

また、円に換算してお支払いする死亡給付金額や解約返戻金額などは、円換算レート（支払用）の変動により、日々変動（増減）します。

○円高となった場合には、円に換算してお支払いする年金額、死亡給付金額や解約返戻金額などは減少します。

○円に換算してお支払いする年金額、死亡給付金額などは、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した年金額、死亡給付金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。

(3) 円建年金移行特約を付加して円に換算してお支払いする年金額について

○円換算レート（支払用）の変動により、円に換算後の年金原資額が変動（増減）します。年金額は、円に換算後の年金原資額から計算した一定の金額となります。

(4) 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額や死亡給付金額または円建年金移行特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額などと円建払込金額の累計額との差について

○円に換算してお支払いする年金の累計額や死亡給付金額、円建年金移行特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額などは、円換算レート（払込用）、円換算レート（支払用）の変動により、円建払込金額の累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。